
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2026年3月31日

Contents

- I. 【メキシコ】法定労働時間の変更
- II. 【ブラジル】M&A後のリニエンシーの合意に関する新ルール
- III. 【ブラジル】2026年におけるブラジル競争法当局の注目すべき動向
- IV. 【韓国】第3次商法改正
- V. 【エジプト】競争法改正草案の概要

I. 【メキシコ】法定労働時間の変更

1. はじめに

2026年3月3日、メキシコの法定労働時間を変更するための告示がなされた。メキシコは世界有数の長時間労働の国であり¹、週の法定労働時間の短縮は従前より継続して議論されてきた。メキシコの労働当局は2026年2月18日付で公開した文書では、メキシコの労働者の64%以上が週に41時間以上働いていることが指摘されていた²。この度の改正により、ついに週の法定労働時間が短縮されることが決まった。本稿では、かかる法定労働時間の変更について解説する。

¹ Organisation for Economic Co-operation and Development: "[Average annual hours actually worked per worker](#)"

² <https://www.gob.mx/stps/prensa/stps-reforma-laboral-de-40-horas-reduce-jornada-sin-disminuir-salarios-y-establece-limites-claros-a-horas-extra?idiom=es>

2. メキシコの法定労働時間制度

現行法上、午前 6 時から午後 8 時までが日中勤務時間(*jornada diurna*)とされており³、日中勤務時間における 1 日当たりの法定労働時間は 8 時間であり、使用者は労働者に対し、週に 1 日以上の休日を与える必要がある。そして、週当たりの法定労働時間は、日中勤務時間に勤務する労働者に関しては 48 時間とされている⁴。法定労働時間を超過して勤務させた場合には割増賃金を支払う必要がある。

今般、以下のとおり徐々に週の法定労働時間が変更されることとなった。

西暦	週の法定労働時間
2026 年	48 時間
2027 年	46 時間
2028 年	44 時間
2029 年	42 時間
2030 年	40 時間

一方で、1 日当たりの法定労働時間は据え置きとなり、また週 6 日勤務をさせることも依然として認められる。しかしながら、1 日 8 時間の労働を週 6 日させた場合には 2027 年以降は法定労働時間を超過することとなることに注意が必要である。

3. 結語

上記の週当たりの法定労働時間の短縮を踏まえ、従業員の週の労働時間が法定労働時間に収まるように調整を加える必要がある。また、割増賃金の算定に当たっては、変更後の法定労働時間を基準に算定しなければならないことに留意が必要である。

【メキシコ】
弁護士 西山 洋祐

³ 午後 8 時から午前 6 時までには夜間勤務時間(*jornada nocturna*)、日中勤務時間と夜間勤務時間の双方を含む時間帯で夜間勤務時間に該当する時間が 3 時間 30 分未満である時間帯は混合勤務時間(*jornada mixta*)とされている。

⁴ 夜間勤務時間の 1 日当たりの法定労働時間は 7 時間であり、週当たりの法定労働時間は、42 時間である。混合勤務時間の 1 日当たりの法定労働時間は 7 時間 30 分であり、週当たりの法定労働時間は、45 時間である。

II. 【ブラジル】M&A 後のリニエンシーの合意に関する新ルール

1. はじめに

2025 年 12 月、連邦監査院(*Controladoria-Geral da União*) (以下「CGU」)と連邦司法長官庁(*Advocacia-Geral da União*) (以下「AGU」)は、共同規範命令第 1 号(*Portaria Normativa Interministerial CGU/AGU nº 1*) (以下「本命令」)を公布した。本命令は、ブラジルの腐敗防止法(2013 年法律第 12,846 号)に基づくリニエンシーの合意の交渉、締結及びモニタリングに関して、新たな基準と手続を定めるものである。

本命令によって導入された新たな枠組みには、ブラジルの行政に対して有害な行為を行ったエンティティの合併等の M&A を行う企業にとって、特に重要な規定が含まれている。そこで本稿においては、腐敗防止法が定める既存のリニエンシーの合意等の枠組みを簡潔に示すとともに、本命令によって導入された新たな枠組みの概要について触れることとしたい。

2. 腐敗防止法が定める既存の法的枠組み

(1) 承継者責任

2013 年に制定され、2014 年から施行されているブラジルの腐敗防止法は、承継者責任の原則を採用している。腐敗防止法の規定によれば、合併、設立、会社分割、組織変更、その他の企業再編から生じるいかなる企業の変更にかかわらず、企業が行った有害行為(例えば、公務員に対する贈賄等)に関する責任は存続する。

これは、企業がブラジルの対象会社を買収した場合、対象会社を買収前に行った有害行為の責任を買収企業が承継する可能性があることを意味する。すなわち、承継企業は、承継した資産を上限として、有害行為に関する罰金の支払い及び損害の完全な賠償について連帯責任を負う。

(2) リニエンシーの合意の内容等

腐敗防止法に基づくリニエンシーの合意は、交渉による行政手段の一種である。それによって、企業が行政機関に対する有害行為についての厳格責任を認め、課される制裁の軽減と引き換えに、国家に情報及び文書を提供する。

なお、CGU は、①連邦行政部門の範囲内、及び②外国の行政機関に対する有害行為を含む事案において、リニエンシーの合意を行う責任を有する連邦当局である。他方、AGU は、リニエンシーの合意の交渉、署名及びモニタリングに関与する機関である。

(3) リニエンシーの合意の対象と効果

リニエンシーの合意の対象となるためには、企業は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (i) 特定の有害行為の調査への協力に関心を表明した最初の企業であること
- (ii) 有害行為への関与を完全にやめていること
- (iii) 厳格責任を認めること

- (iv) 調査に全面的に協力すること
- (v) 不正行為を証明する情報、文書及び証拠を提供すること
- (vi) 発生した損害のうち、争いのない部分の完全な修復を行うこと
- (vii) 違反により得られた、不正な利得に相当する金額を没収されること

企業がリニエンシーの合意に署名した場合、当該企業は、以下の恩恵を受けることができる可能性がある。

- 制裁決定の特別な公表の免除
- 政府の奨励金や補助金の受給禁止からの除外
- 適用される罰金の最大3分の2までの減額
- 調達法に基づく行政制裁の免除又は軽減

3. 本命令の革新性

(1) 本命令の意義

本命令は、①デュー・ディリジェンスを通じて問題を発見し、②効果的なコンプライアンス・プログラムを維持し、かつ、③所定の期間内に自主的に当局に問題を報告する買収企業について、罰則の軽減に関する明確な手法を導入した。この罰則の軽減は、リニエンシーの合意によって行われる。

なお、本命令は、M&A のクロージング後に対象会社が消滅するケース(合併等)を想定していると思われる。すなわち、株式や持分の譲渡等、M&A のクロージング後も対象会社が存続するケースでは、既存の枠組みに従い、対象会社自身が当局とリニエンシーの合意について交渉することができるため、本命令に基づいて買収企業が当局とリニエンシーの合意について交渉することは想定されていないように思われる。もっとも、この点についてはまだ当局の正式な見解が示されておらず、また、現時点では本命令に基づくリニエンシーの合意の例も存在しないため、明確とは言い難い。

(2) 本命令に基づくリニエンシーの合意の条件

本命令によれば、対象会社の責に帰すべき有害行為を自主的に報告した買収企業は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、適用される罰金の最大3分の2までの確実な減額を含む、リニエンシーの合意を行うことができる。

- (i) 有害行為が、デュー・ディリジェンス又はクロージング後の調査において発見されたこと
- (ii) CGU に対する報告が、M&A のクロージング日から 12 か月以内に行われたこと
- (iii) 当該報告がなされたのが、買収企業が調査、行政手続、警察の捜査、その他の種類の調査(刑事事件を含む。)の開始の通知を受けるより前であること。なお、買収企業は、リニエンシーの合意の交渉の開始を要請するときに、これらの調査手続について認識していないことを確認する宣言書に署名しなければならない
- (iv) 買収企業が、社内及び社外の是正措置(関与した従業員の解雇や、有害行為に責任を負う者に対する倫理的制裁及び懲戒処分等)を速やかに講じていること

- (v) 買収企業は、買収前の 5 年間において、ブラジルの腐敗防止法や不正行為防止法(1992 年法律第 8,429 号)に基づく制裁を受けておらず、かつ、入札や契約の禁止の対象にもなっていないこと
- (vi) 買収企業が、買収時点で効果的なコンプライアンス・プログラムを実施していたことを証明したこと。なお、当該コンプライアンス・プログラムは、当局のガイドライン及び期待を遵守したものであると、CGU に認められる必要がある
- (vii) ①買収が真の商業目的に沿うものであること、②買収企業は有害行為にいかなる方法においても寄与又は関与していないこと、及び③買収が有害行為に関する責任の回避を意図したものであることを、買収企業が証明したこと

リニエンシーの合意を提案する買収企業は、違反によって得た利益を返還するか、又は当該利益を得た個人若しくは企業を特定しなければならない。

なお、買収企業が上記の条件を満たさない場合であっても、買収企業が CGU 及び AGU とのリニエンシーの合意を提案することは可能である。もっとも、そのような場合には、罰金の最大(3 分の 2)の減額は認められない可能性が高い。

(3) 本命令の示唆

本命令は、対象会社がブラジル企業である M&A において、腐敗防止に関する十分なコンプライアンス・デューディリジェンスが極めて重要であることを再認識させるものである。さらに、ブラジルで事業を行う企業において、効果的なコンプライアンス・プログラムを実施することの重要性についても同様である。

【ブラジル】 弁護士 石井 淳 ブラジル法弁護士 カミラ ソプリンニョ

III. 【ブラジル】2026 年におけるブラジル競争法当局の注目すべき動向

ブラジル競争法当局(CADE)が近年ますます高度な執行能力を発揮していることから、ブラジルの規制環境、特に競争法分野における動向に常に注意を払うことが重要である。本稿では、2026 年の CADE の動向に関して予想される主な注目すべきポイントについて概説する。

1. CADE の指導部交代

2026 年に予想される最も重要な動向の一つは、CADE における指導部の交代である。CADE における新指導部の就任は、執行の優先順位や手続き上のアプローチに変化をもたらすことが多いため重要であるが、2026 年には、CADE の新たな会長、事務局長及び 2 名の委員が任命される見込みである。CADE の空席を埋めるには、二段階の制度的手続きを経る必要がある。すなわち、ブラジル大統領による指名に続き、連邦上院による承認が行われなければならない。指名と承認の両プロセスには通常、政治的な駆け引きが伴うため、これらの指名がいつ行われるかを特定することは不可能であり、大幅な遅延が生じることも珍しくない。

CADE に係属中の案件を抱える企業や、ブラジルに関連する取引を計画している企業にとって、この交代は、「カレンダーリスク」と呼ばれる状況を生じる。CADE の新メンバーの任命が遅れる場合、ブラジルにおける案件のスケジュールに影響が及ぶ可能性がある。したがって、企業は、潜在的なカレンダーリスクを念頭に置いて慎重に計画を立て、ブラジルにおける審査基準や調査優先順位の変化を予測しておく必要がある。

2. デジタル市場に対する監視の強化

CADE の審判部は、デジタル市場への関心を強めている。審判部の委員らは、いわゆる「再審査命令」を通じて、これまで CADE 総局によって承認されていたデジタル市場における合併案件を再審査する権限を行使している。これらの命令を通じて、CADE の審判部は、市場定義の枠組みについて議論し、データに裏打ちされたより詳細な分析の採用を支持してきた。したがって、企業は、特にデジタル市場における取引について、無条件で承認される可能性が高い場合や、届出義務の基準を満たしていない場合であっても、CADE が取引に対して再審査権限を行使する可能性があることを考慮すべきである。

3. データ品質要件

CADE は、合併届出におけるデータの質について、明確な警告を発しており、当該警告は、2026 年中に施行される予定である。CADE は、当局を誤導するような届出書における重大な誤りは、調査や罰金の対象となり得るだけでなく、合併案件の承認後の再審査につながる可能性もあると述べている。したがって、企業は CADE に合併届出を提出する前に、含まれるデータの正確性及び信頼性を確認するため、包括的な検証プロセスへの投資を継続すべきである。

4. 取引における競業避止条項

ブラジルにおける M&A に関わる企業は、競業避止条項の取り扱いに細心の注意を払う必要がある。CADE は、競業避止条項は取引に付随するものでなければならず、確立されたガイドラインや判例に則り、取得資産を保護するために必要な範囲に厳密に限定されなければならないことを再確認している。

ブラジルに影響を及ぼす取引に関わる当事者は、競業避止条項を事業譲渡の範囲に合わせて調整し、地理的適用範囲を取引の関連市場と整合させ、またその期間が保護される正当な利益に比例したものと正当化できるものであることを確保すべきである。

5. 競合他社間の情報交換

競合他社間の競争上機密性の高い情報の交換は、ブラジルにおいて依然として執行が活発に行われている分野であり、法的基準も変化し続けている。CADE の審判部は、そのような情報の交換がカルテル行為とは切り離された単独の行為として行われる場合、合理性の原則に基づき、事案ごとに審査されなければならないことを確認している。

この点において、企業は、競合他社間の情報共有を伴う慣行が、調査の対象となるか否か及び調査の対象となった場合に適用される審査基準の定義という 2 つの面において、引き続き CADE による執行措置の対象となり得ることを認識しておくべきである。

6. 合併の是正措置：構造的措置と行動的措置

CADE が提案された取引において競争上の懸念を認定した場合、取引の成立を許容しつつ、個々の事案に応じた是正措置を課すことで、それらの懸念に対処するための裁量による複数の手段を有している。最近の合併規制合意が示しているのは、CADE が依然として構造的な事業分離措置を優先しつつ、競争の維持と垂直的リスクの是正を図るため、対象を絞った行動的措置と組み合わせる方針を継続していることである。

具体的には、CADE は、最近の決定事例において、独占的取引条項や最恵国待遇条項の禁止、事業分離パッケージに対する分離保持義務及び再取得禁止の誓約を課している。取引計画の観点から、是正措置が課されることを想定して取引を行う企業は、特に地域的な集中度やプラットフォームのダイナミクスが特徴的な市場において、構造的措置を補完する堅固な受託者枠組みや行動上の義務を想定しておくべきである。

ブラジルの競争法環境は、ブラジル市場で事業を展開する、あるいは参入しようとする企業にとって、課題と機会の両方を提示している。CADE は、特にデジタル分野において、変化する市場の現実に対して実用的なアプローチを採用しつつ、厳格な執行へのコミットメントを示してきた。CADE は 2026 年も活動を拡大し続ける見込みなので、企業は、ブラジルでの商業的目標をより確信を持って追求しつつかつ規制リスクを低減させるため、競争法コンプライアンスに対して引き続き積極的なアプローチを取るべきものと思料する。

【ブラジル】
弁護士 福家 靖成
ブラジル法弁護士 カミラ ソプリンニョ

IV. 【韓国】第3次商法改正

1. はじめに

韓国では、[当事務所の2025年9月号のニュースレター](#)で予告したとおり、2026年2月25日、第3次商法改正案¹が国会本会議において可決された(以下「第3次改正」といい、第3次改正後の韓国商法を「改正法」という。また、第3次改正前の韓国商法を「旧法」という。)。改正法は、2026年3月6日に公布され、同日直ちに施行された²。第3次改正では、自己株式の法的性格(株主権の不存在)を明示し、自己株式の消却を義務化したうえで、自己株式の消却並びに例外的な継続的保有及び処分に関する手続を整備しており、韓国商法における自己株式の位置付けを明確化するものである。

第3次改正は自己株式の活用を制限することを通じて株主の利益を保護し、第1次改正(取締役の忠実義務の対象拡大)及び第2次改正(集中投票制の義務化、監査委員の分離選任拡大)と併せ、株主の権利を一層強化することを意図している。

以下、改正法の内容を整理したうえで、韓国において事業を行う日本企業への影響について考察する。

2. 改正の内容

(1) 自己株式にかかる権利の明確化・自己株式の活用の制限

ア 株主権の不存在

旧法においても、自己株式については議決権及び配当請求権が認められていなかったが、改正法では、これらに留まらず自己株式について「株主としての権利」を行使することができない旨を明示した³。

これに関連し、上場・非上場を問わず、合併、分割及び分割合併⁴の際に、分割会社が保有する自己株式に対して、承継会社の新株を対価として割り当てること、又は承継会社が保有する自己株式を対価として処分することも禁止される⁵。

イ 活用の制限

自己株式の活用方法についても、自己株式によって交換又は償還を行う社債の発行、自己株式への質権設定等を禁止する旨の明文規定が置かれた⁶。

¹ 法制司法委員会「商法一部改正法律案(代案)」(議案番号:2216966)(2026年2月25日)

https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_N2R6C0E2U2V0Z1M8N3K2V5H0N9L2L8

² 附則1条

³ 改正法341条の3第1項

⁴ 分割は、日本会社法上の新設分割に対応する概念であり、分割合併は、日本会社法上の吸収分割に対応する概念である。

⁵ 改正法529条の2及び530条の13

⁶ 改正法341条の3第2項乃至第4項

(2) 自己株式の義務的消却

改正法は、会社が自己株式を取得した場合には、取得日から1年以内に消却しなければならないと規定し、原則として、自己株式の消却を義務化した。改正法施行前から保有している自己株式についても、消却義務が課される点に留意が必要である。

他方で、例外的に自己株式の保有・処分が認められる場合も限定的に列挙している⁷。具体的には以下のとおりであるが、①が原則的な形態、②～⑤が例外的な形態と整理されている⁸。

- ① 会社が株主に対し、保有株式数に比例した均等な条件で処分する場合
- ② 会社が株式買受選択権を付与するなど、役員報酬の目的で活用する場合
- ③ 会社が「勤労福祉基本法」に基づき従業員持株買受選択権を付与するなど、従業員持株制度実施の目的で活用する場合
- ④ 韓国商法において個別に定める場合⁹
- ⑤ 会社が新技術の導入、財務構造の改善など会社の経営上の目的を達成するために必要な場合で、定款にその事由を規定した場合

なお、会社が上記の各事由に基づいて自己株式の保有・処分を行うためには、自己株式保有処分計画を作成し株主総会の承認を得たうえで、同計画に従う必要がある¹⁰。また、同計画は、毎年の株主総会において定期的に承認を得る必要がある¹¹。

(3) 自己株式消却手続の整理

改正法は、会社が保有する自己株式について、その取得事由を問わず、取締役会の決議により消却できる旨の規定を追加した¹²。

⁷ 改正法 341 条の 4 第 2 項

⁸ 改正法 342 条 1 項及び 2 項

⁹ 360 条の 2 第 2 項、360 条の 15 第 2 項、523 条第 3 号等

¹⁰ 改正法 341 条の 4 第 2 項。自己株式保有処分計画において規定すべき事項は以下のとおりである(改正法 341 条の 4 第 4 項)。

- ① 自己株式の保有及び処分目的
- ② 保有又は処分の対象となる自己株式の種類、数、取得方法
- ③ 保有開始時点及び処分を予定している時点を基準とする各種事項(発行済株式総数から自己株式を除いた残りの株式の種類及び数等)
- ④ 予定された保有期間
- ⑤ 予定された処分時期

¹¹ 改正法 341 条の 4 第 3 項

¹² 改正法 343 条 1 項ただし書き

旧法下では、実務上、①分配可能額を利用した自己株式の取得と、②これ以外の特定目的による自己株式の取得とを区別したうえで、前者については減資に関する規定を準用しない一方、後者については減資に関する規定に従う必要があると解されていた¹³。第3次改正は、上記自己株式の取得事由に基づく手続の区別を否定し、すべての自己株式の消却について、減資に関する規定を準用することなく取締役会決議のみにより行うことができるとし、現行の実務を変更するものである。

(4) 自社株式処分時の新株発行規定の準用

改正法は、上記の自己株式保有処分計画に基づいて株主以外の第三者に対して自己株式を処分する場合の手続についても規定を整備した。具体的には、新株発行に関する規定をその性質に反しない範囲で準用することとし¹⁴、新株発行に準ずる手続(株主保護手続¹⁵を含む。)が求められている。

旧法上、自己株式の処分の手続や無効事由について特段規定が存在しないことから、自己株式の処分が買収防衛策等の手段として利用されてきた。改正法により、自己株式の処分についても新株発行の手続に準ずることとされたため、今後は、買収防衛策等を目的とした自己株式の処分が無効と判断される可能性が生じることとなる。

(5) 外国人投資制限規定の適用を受ける企業に関する経過措置

韓国では、会社が営む事業の業種によっては、関連業法において外国人投資制限規定が存在し、発行済株式総数(自己株式数を含む。)に占める外国投資家の株式保有比率の上限が設けられている場合がある。このような企業が改正法に対応して自己株式を消却した場合、発行済株式総数(分母)が減少するため、外国投資家による追加的な株式取得がないとしても、計算上の外国投資家の株式保有比率が上昇し、結果として、外国人投資制限規定が定める上限を超過する事象が生じる可能性がある。

かかる懸念を踏まえ、改正法では、外国人投資制限規定の対象となる企業について、改正法施行時において保有する自己株式のうち、外国人投資制限規定を遵守するために必要な範囲内(比率上昇による上限超過を回避するために維持すべき分母相当分)の自己株式に限り、第三者へ売却(処分)することを認めるため、強制的な消却義務を施行日から3年以内に猶予する旨の経過措置も規定された。

対象となる事業は以下のとおりである¹⁶。なお、経過措置の対象となる企業であっても、経過措置によらず、改正法に基づいて株主総会の承認を得た自己株式保有処分計画に基づき、自己株式を保有・処分することも可能である点に留意されたい。

¹³ 条文(旧法 343 条 1 項)上は、「株式は資本金の減少に関する規定に従う場合に限り消却することができる。ただし、取締役会の決議に基づいて会社が保有する自己株式を消却する場合にはこの限りではない。」と規定するのみで、取締役会の決議に基づいて自己株式を取得できる場合について明示していなかった。実務は、本文に記載した韓国法務部による解釈に従っていた。

¹⁴ 改正法 342 条 4 項

¹⁵ 不公正な価額により新株を引き受けた者に対し、公正な発行価額との差額を会社に支払う義務を負わせる旨の規定、新株発行の手続に重大な瑕疵がある場合に、株主が発行日から6か月以内に新株発行無効訴訟を提起することができる旨の規定等が挙げられる。

¹⁶ 附則 2 条 2 項

- ① 航空運送事業者(航空安全法 10 条 1 項 4 号)
- ② 公共的法人(資本市場及び金融投資業に関する法律 168 条 1 項)
- ③ 韓国ガス公社、韓国空港公社(公企業の経営構造改善及び民営化に関する法律 19 条)
- ④ 有線放送事業者、衛星放送事業者、放送チャンネル使用事業者、伝送網事業者(放送法 14 条)
- ⑤ 新聞事業者(新聞等の振興に関する法律 13 条 4 項 3 号)
- ⑥ 回線設備保有基幹通信事業者(電気通信事業法 8 条 1 項)
- ⑦ インターネットマルチメディア放送提供事業者及びコンテンツ事業者(インターネットマルチメディア放送事業者法 9 条 1 項及び 2 項)

3. 留意点

韓国に現地法人として株式会社を設立して事業を行う日本企業としては、同社の自己株式保有の有無を点検し、自己株式を保有している場合には、①改正法の施行から 1 年以内に自己株式を消却する、又は②株主総会において自己株式保有処分計画の承認を得る等の対応が必要となる。特に、自己株式保有処分計画による自己株式の保有・処分を選択する場合には、新たに導入された制度であるため、今後展開される実務運用について注視し、対応することが求められる。

また、現地法人が自己株式によって交換・償還を行う社債を発行している場合、自己株式に質権を設定して資金調達を行なっている場合には、改正法により、これらの金融取引が禁止されることから、代替の資金調達が必要となる可能性もある点に留意されたい。

【韓国】

弁護士 龍野 滋幹

弁護士 曹 貴鎬

弁護士 林 載允

V. 【エジプト】競争法改正草案の概要

1. はじめに

2026年1月13日、エジプト政府(以下「政府」という。)は、エジプト競争法(Egyptian Competition Law、以下「ECL」という。)に対する実質的な改正案(以下「本草案」という。)を、エジプト競争庁(Egyptian Competition Authority、以下「ECA」という。)と連携のうえ議会に提出した。本草案は、現行制度の複数の側面を包括的に見直すものであり、条数を拡充して7章合計82条(新設約56条)に拡大している。本稿では、本草案の概要を紹介したい。

2. 行政制裁の厳格化及び刑罰の重罰化

(1) 行政制裁の厳格化

ECAは、裁判所の判断を待つことなく、直接的に行政上の金銭的制裁(行政罰金)を科すことができることとされている。

本草案における第6条・第7条・第8条(水平・垂直的制約及び支配的地位の濫用)の違反に対する行政罰金の範囲は、当該違反の対象となる製品から生じた総収入の2%~15%とされた。これは、現行法の支配的地位の濫用及び垂直的制約の行政罰金が1%~10%、水平的制約(カルテル)の行政罰金が2%~12%であることから、行政罰金の引き上げ・統一を意味する。

また、行政罰金の算定根拠となる「総収入」の算定が困難な場合における行政罰金の最低額は、現行法では、支配的地位の濫用及び垂直的制約の場合にはEGP 100,000、水平的制約の場合にはEGP 500,000であるところ、本草案では、いずれもEGP 1,000,000に引き上げられた。また、行政罰金の最高額は、支配的地位の濫用及び垂直的制約の場合にはEGP 300,000、水平的制約の場合にはEGP 500,000であるところ、本草案では、いずれもEGP 2,000,000,000に引き上げられた。

また、経済的集中(企業結合)に関する事前届出前の実行(いわゆる「gun jumping」)に対する行政制裁についても、現行法では当該当事者の年次売上高又は資産価値の2%~12%から2%~15%に引き上げることが提案されている。

さらに、本草案では、ECAが科す行政罰金について、行政差押手続によって徴収が可能とされ、徴収手続の迅速化、優先的権利の付与、及びECAの執行権限の拡大が認められている。

最後に、罰金算定にあたりECAが考慮すべき詳細な基準が列挙されている。具体的には、違反の重大性及び継続期間、違反行為の性質、発生した収益又は資産価値、違反の態様と周辺事情、常習性、任意の是正措置及びコンプライアンス施策、並びに違反当事者の支払能力等である。加えて、ECAは、早期の協力や是正措置(反競争的影響の除去を含む。)に基づき罰則を減輕する裁量を有している。

ただし、実際に経営責任を有する自然人に対して課される刑事罰(金銭罰を含む。)については、ECAではなく、刑事裁判所が科すべきものとされている。なお、本草案に基づくECAの行政制裁も、管轄裁判所に対して争うことは可能である。

(2) 刑罰の重罰化

ア ECL 第 6 条・第 7 条・第 8 条(水平・垂直的制約及び支配的地位の濫用)違反

本草案では、第 6 条違反(水平的制約)の場合、当該違反の遂行に関与した各自然人に対し、EGP 1,000,000～EGP 200,000,000 の範囲で刑事罰金を科すこととされる。また、第 7 条(垂直的制約)及び第 8 条(支配的地位の濫用)に定める行為に関与した自然人に対しては、EGP 500,000～EGP 100,000,000 の範囲で刑事罰金を科すことが提案されている。これらの刑罰は、常習(再犯)の場合に倍増され得る。

イ ECA の是正決定への不履行

垂直的・水平的制約や支配的地位の乱用に係る是正措置又は仮処分に関する ECA の決定に従わない場合、EGP 1,000,000～EGP 100,000,000 の範囲で罰金が科され得る。これらも常習の場合には倍増され得る。

ウ ECA の職務行使の妨害

ECA 構成員の職務行使を妨げた者に対しては、EGP 500,000～EGP 100,000,000 の範囲で刑事罰金が科される。

エ ECA への資料提出義務違反

独占的行為に関する苦情の審査及び企業結合の審査の過程で ECA が求める情報を提供しない者に対しては、年次売上高の 0.25%以上かつ 1%以下の刑事罰金が科される。年次売上高の算定が困難な場合には、EGP 200,000 以上かつ EGP 50,000,000 以下の罰金が適用される。

オ ECA への虚偽資料の故意提出

故意に虚偽のデータ、文書又は情報を ECA に提出した者には、年次売上高の 0.5%以上かつ 1%以下の刑事罰金が科される。また、年次売上高の算定が困難な場合には、EGP 300,000～EGP 50,000,000 の範囲で刑事罰金が適用される。

カ ECA 職員による守秘義務違反

ECA 職員による守秘義務違反に関して、ECA の職員(会長及び理事会を含む。)が ECA により審査されている事案に関して課せられた守秘義務に違反した場合には、同職員に対して EGP 500,000～EGP 5,000,000 の範囲で刑事罰金が科される。

3. 新設される罰金

本草案は、ECA の情報収集権限を補強する目的で以下の追加罰金を導入している。

- (1) ECA への出頭義務違反: 正当な理由なく ECA の出頭要請に応じず、当該出頭が職務遂行上必要な場合、EGP 20,000～EGP 250,000 の罰金。
- (2) 物価に関する閣議決定への不服従: 一定期間の特定物資の価格設定に関する閣議の決定に従わない場合、EGP 100,000～EGP 5,000,000 の罰金。

4. 反競争的行為の対象範囲の拡大

(1) 水平的・垂直的制約

現行法と異なり、禁止される行為はもはや「合意」に限定されず、合意の成立に至らない場合であっても、通信手段等を通じて実務上市場における行動の整合化(いわゆる共同行為、concerted practice)をもたらすすべての行為が含まれるものとされている。

同時に、本草案は、一定の合意に係る事前承認(ex-ante exemption)制度の対象を、従来の水平的合意のみならず垂直的制約にも拡張している。これらのケースでは、契約締結前に当該合意が消費者に対して明白な技術的又は経済的利益をもたらす場合、ECL が一定の水平的又は垂直的合意を承認し得る。

(2) 支配的地位の濫用

支配的地位の濫用に関して、本草案は、再販価格維持(resale price maintenance)の明示的な禁止を導入している。すなわち、再販価格の独立的な設定を制限するいかなる合意又は行為、並びに再販価格の最低価格の設定を課す行為が禁じられている。一方で、最高再販価格や推奨小売価格(recommended resale prices)については、明示的に禁止の範囲から除外されている。

5. 支配的地位の再定義

本草案では、特に支配的地位の定義を変更しており、支配的地位は、以下のいずれかに該当する場合に推定されるものとされる。(i)当該者が関連市場において 50%以上の持分(市場シェア)を有する場合(ただし、当該者が市場支配力を欠くことを立証した場合を除く)、又は(ii)当該者が価格又は生産量に対して実効的な影響力(市場支配力)を行使する能力を有する場合。

6. 不服申立て委員会及びレンシエンシー制度

本草案は、上級裁判官が議長を務める独立した不服申立委員会を設置することを規定している。

当該委員会では ECA の決定に対する異議申立てを審査するものの、他方、ECA の決定は、裁判所が別段の命令を出さない限り、直ちに執行可能とされている。

レンシエンシー(免責・罰則減免)制度に関しては、カルテル行為又は垂直的制約を最初に通報した者に対して免責又は罰則の減免を付与することが規定されている。また、本草案は、内部告発者の身元開示が告発に起因するリスク又は危害を招来する場合にはその機密性を確保する一般原則を導入しており、当該機密性の運用方法は施行規則において定められるものとされる。

7. エジプト競争庁の独立性強化

本草案は、ECA を公法上の人格を有する独立規制当局と位置付け、現行の首相の下位ではなく大統領の監督下に置くことを規定している。

また、ECA の理事会は、裁判所の判断を待つことなく法人に対して直接行政罰金を科す権限を有するものとされる。

8. まとめ

本草案は、単なる条文の改正にとどまらず、行政上の執行権限を通じて競争秩序の担保を図ることを目的としており、本草案が法令化した場合には、競争法上の取り締まり等が厳格化されることが予想される。したがって、エジプトに進出している企業においては、早急に横断的なリスク評価を実施し、社内規程・価格政策・取引慣行・合併手続に係る実務フローを再度チェックすることが望ましい。

【エジプト】
弁護士 山口 健次郎

【セミナー】

江本康能弁護士が下記セミナーにてモデレーターを務めます。

2026年4月16日(木)15:00-17:00

「中東情勢の現状と展望:地政学・ビジネス・法務から読み解く戦略」

会場:株式会社国際協力銀行 9F 講堂(東京都千代田区大手町 1-4-1)[MAP](#)

お申込み:https://www.joi.or.jp/seminar/20260416/?tmp_mode=guest (締切:4月10日 18:00)

お問い合わせ先:[お問い合わせフォーム - 一般財団法人海外投融資情報財団](#)

(事業企画部宛てにご連絡ください。)

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。